

新制度対応セミナー

電子帳簿保存法 インボイス導入

電子取引 何が対象？どう対応？
猶予期間:5年12月末終了
6年1月よりすべての事業者対象

インボイス制度:5年10月1日開始
対応は大丈夫？新規登録もOK

電子帳簿保存法
対応の準備は
できていますか？

猶予期間が終了し、2024年(令和6年)1月より
すべての事業者が対象となる改正電子帳簿保存法が始まります

令和4年改正電子帳簿保存法では、「電子取引」に関して電子データで受け渡しした請求書や領収書等は、紙ではなく電子で保存することが、全ての事業者に求められます。電子取引には、インターネット上で購入すること含まれており、ネット通販等での消耗品購入も該当しますので、多くの事業者が本法に関わることになります。そこで本セミナーでは、改正電子帳簿保存法の概要から実務の部分まで対応方法をわかりやすくお伝えします。また、10月1日より開始したインボイス制度についても説明いたします。対応の仕方、まだ登録していない方、悩んでいる方はぜひ、ご参加ください。

◎改正電子帳簿保存法事前対策

- ・電子帳簿保存法とは？ 改正の内容は？ どんな影響があるのか？
- ・電子取引とは：ネット通販、メールで見積書、請求書、領収証などの受け渡し、メール本文は？
- ・電子取引保存の方法

◎インボイス制度対応

- ・インボイス登録を急ぎよ考えている・悩んでいる方へ
- ・登録後の制度対応は大丈夫ですか？

普段使用の請求書や領収証を持参すれば、
セミナー時に講師に確認できます

《とき》 5年 **11**月**21**日(火) 15:00~17:00

《ところ》 **鱒ヶ沢町商工会館** 《受講料》 **無料**

講師

小野寺税理士社会保険労務士事務所
(株)小野寺会計事務所 代表取締役
個人情報保護コンサルタント
NPO法人コーディネーター

小野寺 剛

1959年生、青森市出身。青森高校・法政大学卒。地域中小企業の要望を一ヶ所ではかなえるためのワンストップオフィスサービスを展開している会計事務所(従業員20名)の代表。税務会計や社会保険のサービスにとどまらず、顧客に助成金の利用やリスク対策、個人情報保護コンサルなどの提案型サービスを実施。また、起業や創業を目指す人を公的相談窓口や提携する司法書士や行政書士などともに支援している。かたわら、NPO法人ジュニアグローバルトレーニングスクール副理事長、青森県金融広報アドバイザー、(社)青森法人会理事、JCI公認トレーナー、と活動範囲は多岐にわたる。



[主催] 鱒ヶ沢町商工会

[共催] 商業・工業・サービス部会、鱒ヶ沢町青色申告会、(公社)五所川原法人会

[申込先] TEL72-2376 / FAX72-6653

11月16日(木)まで商工会へお申し込みください。

《11月21日 新制度対応セミナー参加申込書》

事業所名		TEL	
受講者名	①	②	③

本申込書で得た個人情報は、セミナー以外で使用いたしません。

※当日、体調が悪い方(発熱、咳、のどの痛み等)は参加をご遠慮くださいますようお願いいたします。